

社会福祉法人柏涛会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人柏涛会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、評議員、役員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員並びに評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事長及び常勤理事（以下「常勤役員」という）とは、専任役員として月15日以上勤務する者をいう。
- (3) 職員兼務役員等とは、役員等のうち、社会福祉法人柏涛会職員を兼務する者をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、役員等のうち常勤役員及び職員兼務役員等以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法人柏涛会の定款に定める報酬であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額。
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第20条の規定に準ずる額。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (3) 非常勤役員等の報酬については別表第1の額を上限とする。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人との職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第3の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬の支給時期は、毎月22日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第14条に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議への出席及び法人・施設業務にかかる出勤の都度、または、まとめてその翌月の22日支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第14条に準じた日とする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

平成30年4月1日一部改正

別表第1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額700,000円
副理事長	月額400,000円
理事・監事	月額300,000円

別表第2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務に係る出勤	15,000円

(2) 理事

	日額	
理事会等会議への出席及び法人及び施設業務に係る出勤	理事長	50,000円
	理事	30,000円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	30,000円
上記の他、法人及び施設業務に係る出勤	15,000円

(4) 評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	30,000円
上記の他、法人及び施設業務に係る出勤	15,000円

別表第3

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬額
理事長	月額 150,000円
副理事長	月額 75,000円
理事	月額 65,000円

1.役員報酬を受ける者については、時間外手当は支給しない。